

議案第 13 号

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

部活動の地域移行に関する準備及び諸課題の解決に向けた検討を継続するため

大野市教育委員会告示第 号

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和4年教育委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（組織）</p> <p>第1条 大野市立中学校において、部活動を地域のスポーツ団体や文化団体（以下「関係団体」という。）等での活動に移行（以下「部活動の地域移行」という。）するに当たり、<u>部活動の地域移行に関する準備及び諸課題の解決に向けて検討</u>するため、大野市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>1年以内</u>とする。<u>ただし、再任は妨げない。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>（組織）</p> <p>第1条 大野市立中学校において、部活動を地域のスポーツ団体や文化団体（以下「関係団体」という。）等での活動に移行（以下「部活動の地域移行」という。）するに当たり、部活動の地域移行に関する準備<u>や</u>諸課題<u>について</u>検討するため、大野市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 委員の任期は、<u>令和5年3月31日</u>までとする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。